

地元ファッション事業者の海外展開・EC 強化支援金交付要綱

(通則)

第 1 条 この要綱は、地元ファッション事業者の海外展開・EC 強化支援金(以下「支援金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この支援金は、福岡市内(以下「市内」という。)のファッション事業者の海外でのビジネス展開や EC サイトの構築・改修に係る経費の一部を支援することで、海外販路の獲得・拡大や国内外における EC サイトでの売上増加を促すことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

2 「ファッション事業者」とは、アパレル(衣服)製品の企画・デザイン・製造・販売を主軸としている事業者のことをいう。

なお、「製造」には、自社工場での生産のほか、外部工場への委託による生産を含み、また「販売」には、一般消費者向け(B to C)だけでなく、企業向け(B to B)の取引を含む。

3 「EC サイト」とは、自社で企画・デザインしたアパレル(衣服)製品の販売を目的とした、オンラインで注文・決済が可能なウェブサイト又は EC プラットフォームのことをいい、既存のモール型 EC サイト、オークションサイト、もしくはフリーマーケットサイトへの登録は本支援金の対象外とする。

(支援対象事業者)

第 4 条 支援金の交付の対象となる事業者(以下「支援対象事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本店又は主たる事業所を有するファッション事業者(法人又は個人事業主)。

(2) その他、支援金の趣旨に照らして適当でないクリエイティブ福岡推進協議会会長(以下「会長」という。)が判断するものでないこと。

(支援対象事業)

第 5 条 支援金を交付する対象となる事業(以下「支援対象事業」という。)は次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 自社で企画・デザインしたアパレル(衣服)製品の海外販路開拓・拡大又は EC サイトでの売上増加を目指した事業であること。

(2) 別表 1 に定める支援対象事業のいずれかに該当する事業であること。

(3) クリエイティブ福岡推進協議会(以下「当協議会」という。)が本支援金と別に実施・運営する事業に関する内容でないこと。

(4) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。

(5) 事業において取り扱う商材が、次のいずれにも該当すること。

- ① 日本および展開国の基準に照らし合わせて、成人向けコンテンツおよびこれに準ずるものでないこと。
- ② 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的としたものでないこと。
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としたものでないこと。
- ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、もしくはこれらに反対することを目的としたものでないこと。

(6) 国や他の自治体、その他機関等から本支援金と同一もしくは類似する支援や補助を受けていないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と認められないこと。

(支援対象経費)

第 6 条 支援金の交付対象となる経費(以下「支援対象経費」という。)は、海外における販路開拓・拡大又は国内外における EC サイトでの売上増加を目的として行う別表 1 に掲げるいずれかの支援対象事業における別表 2 の経費とし、支援対象事業者に対して、予算の範囲内で支援金を交付する。ただし、次の第 1 号から第 4 号に掲げる経費は支援対象経費に含まないものとする。

- (1) 渡航において、ビジネスクラス・グリーン席など特別料金を含む交通費
- (2) 自社スタッフによる EC サイトの構築・改修作業に係る人件費
- (3) EC サイトの維持・保守に係るランニングコスト(サーバー代、運営費等)
- (4) その他、会長が適当でないと判断する経費

2 支援金の支援率及び支援限度額は、別表 1 の当該各欄に定めるところによる。

(支援対象期間及び申請受付期間)

第 7 条 この支援金は、令和 7 年度中に第 1 期と第 2 期の 2 回実施する。各期の支援対象期間および申請受付期間は次の各号のとおりとする。ただし、第 1 期、第 2 期ともに支援金の交付決定の総額が予算に達した場合は早期に受付を終了する。

- (1) 第 1 期の支援対象期間は申請日から令和 7 年 9 月 30 日まで、申請受付期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 9 月 22 日までとする。
- (2) 第 2 期の支援対象期間は申請日から令和 8 年 3 月 31 日まで、申請受付期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 24 日までとする。

(支援金交付の申請)

第 8 条 支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は支援対象事業者の代表の地位を有する者でなければならず、会長が定める申請期間内に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの支援金の申請をする者にあつては誓約書(様式第 2 号)、登記事項証明書、役員名簿(様式第 4 号)、定款・規約、および身分証明書の写しの提出を免除する。

(1) 法人、個人事業主を問わず、申請者は次のすべての書類を提出すること。

- ① 海外展開・EC 強化支援金申請書(様式第 1 号)

② 誓約書（様式第 2 号）

③ 事業計画書（様式第 3 号）

(2) 申請者が法人の場合は、前号に掲げる書類に加えて次のすべての書類を提出すること。

① 登記事項証明書

② 役員名簿（様式第 4 号）

③ 定款・規約等

(3) 申請者が個人事業主の場合は、第 1 号に掲げる書類に加えて次のすべての書類を提出すること。

① 開業届の写し

② 身分証明書の写し

(4) 支援メニューのうち、「2 EC サイト強化支援事業」申請者については、前各号の書類に加えて、次の書類を提出すること。

① EC サイトの構築・改修内容の詳細および金額が分かる書類（見積書、仕様書等）

2 前項に掲げるもののほか、申請内容に応じて会長が必要と認める書類を求める場合があるものとする。

3 支援金の交付の申請は、原則として各期 1 申請者につき 1 件までとし、第 1 期で支援金の交付を受けた事業者も、あらためて第 2 期での申請が可能なものとする。ただし、支援メニューのうち「2 EC サイト強化支援」に係る申請についてのみ、第 1 期、第 2 期通じて 1 申請者につき 1 件までとする。

4 展示会への共同出展や共同でのポップアップショップの開催など、複数の市内のファッション事業者が共同で取り組む事業であっても、当該事業に関する申請は代表の 1 事業者に限る。ただし、先に提出していた申請を取り下げた場合、あるいは先に申請した支援対象事業について支援金不交付の決定を受けた場合はこの限りでない。

5 会長は、第 1 項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めた上で当該書類の是正又は補正を求めることができる。

（支援金の交付決定）

第 9 条 会長は、前条に規定する申請があったときは審査を行い、支援金を交付すべきと認めたときは、支援金交付決定通知書（様式第 5 号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 会長は、支援金を交付することが不相当と認めたときは、支援金不交付決定通知書（様式第 6 号）により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

（事業内容の変更）

第 10 条 支援対象事業の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）を行う場合、あるいは支援対象事業を中止し、又は延期する場合は、あらかじめ会長に対して変更承認願（様式第 7 号）を提出し承認を受けなければならない。

2 前項に規定する会長が認める軽微な変更とは、事業計画の細部の変更であって、支援目的の達成に支障を来すことがなく、支援金交付決定の是非や支援金の額に影響を与えないと会長が認めるものとする。

3 会長は、第 1 項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めたときは、第 9 条第 1 項の決定を変更することができる。

(実績報告)

第 11 条 支援金交付の決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は支援対象事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は第 7 条に定める各期の支援対象期間の末日(第 1 期は令和 7 年 9 月 30 日、第 2 期は令和 8 年 3 月 31 日)のいずれか早い日までに支援対象事業実績報告書(様式第 8 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 支援対象経費に係る支出の確認ができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類等

2 前項の場合において支援対象事業実績報告書の提出期限について、会長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(支援金の額の確定等)

第 12 条 会長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書その他の書類の審査を行い、その報告に係る支援対象事業の実施結果が第 9 条に基づく支援金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金交付額確定通知書(様式第 9 号)により支援対象事業者に通知するものとする。

(支援金の交付の時期)

第 13 条 支援金は、前条の規定により決定した後に交付するものとする。

- 2 交付決定者は、前条の規定による支援金交付額確定通知書を受領したときは、会長が定める期日までに、支援金請求書兼口座振込依頼書(様式第 10 号)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による支援金請求書兼口座振込依頼書が支援対象事業者より提出されたときは、その内容を審査確認のうえ、交付決定者に対して支援金の交付を行わなければならない。

(決定の取消し)

第 14 条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第 9 条第 1 項による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が第 4 条に規定する支援対象事業者の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 当該事業が第 5 条に規定する支援対象事業の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 申請書類等の内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) 偽りその他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- (6) 支援対象事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と会長が認めるとき

2 前項の規定は、支援金の交付後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項又は前項の規定に基づき取消しを決定したときは、支援金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により交付決定取消を決定した事業者(以下「交付取消事業者」という。)に通知しなければならない。

4 会長は、交付取消事業者が第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当する場合、当該事業者の名称及びその内容を公表することができる。

(支援金の返還)

- 第 15 条 会長は、前条第 1 項又は第 17 条第 3 項に基づき支援金の交付決定を取り消した場合において、交付決定者に対して既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を請求しなければならない。
- 2 会長は、交付取消事業者に対して支援金の返還を請求するときは、支援金返還通知書(様式第 12 号)により、返還金額、返還理由及び返還期日を交付取消事業者に通知しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第 16 条 交付取消事業者は、前条の規定により支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を当協議会に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が 10 円未満であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定の適用については、当該支援金が 2 回以上に分けて交付されているときは、返還を請求された額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を請求された額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付取消事業者の納付した金額が返還を請求された支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された支援金の額に充てられたものとする。
- 4 交付取消事業者が支援金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例(昭和 32 年福岡市条例第 12 号)第 4 条の規定により算出した延滞金を当協議会に納付しなければならない。
- 5 会長は、第 1 項又は第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(暴力団の排除)

- 第 17 条 会長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 会長は、交付決定者が前項各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 会長は、支援金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は支援対象事業者に対し当該申請者又は当該支援対象事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(書類の保存)

第 18 条 交付決定者は、支援対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を当該支援対象事業終了後 5 年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第 19 条 交付決定者は、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当した際は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 交付決定者が法人の場合で、商号もしくは名称又は本店、主たる営業所もしくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合
- (2) 交付決定者が個人事業主の場合で、氏名、屋号もしくは主たる事業所の所在地を変更し、又は廃業することとなった場合

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく支援金に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

支援メニュー	支援対象事業	支援率及び支援限度額
1 海外展開支援	<p>自社で企画・デザインしたアパレル(衣服)製品の海外販路開拓・拡大を目的として行う以下の事業。</p> <p>(1)海外で開催される展示会又は展示会に類するものに参加する事業</p> <p>(2)海外で期間限定出店(ポップアップショップ)又は期間限定出店に類するものを行う事業</p> <p>(3)東京近郊で開催され、海外バイヤーが来場する大型展示会(主催者が公表する海外バイヤー来場実績または予定リスト等により、海外バイヤーの参加が確認できる大型展示会)に参加する事業</p>	支援金の交付の対象となる経費の 1/2 以内(千円未満切り捨て)で、500 千円を上限とする。
	<p>上記(1)のうち、パリ・ミラノ・ロンドン・ニューヨークで開催されるファッション・ウィーク(世界四大コレクション)の期間中に、現地都市で開催される展示会に出展する事業</p>	支援金の交付の対象となる経費の 1/2 以内(千円未満切り捨て)で、750 千円を上限とする。
2 EC サイト強化支援	<p>EC サイトでの売上増加を目的として行う以下の事業。</p> <p>(1)外部の専門業者に委託して新たに EC サイトの構築を行う事業</p> <p>(2)外部の専門業者に委託して既存 EC サイトの改修を行う事業</p>	支援金の交付の対象となる経費の 1/2 以内(千円未満切り捨て)で、500 千円を上限とする。

別表 2

支援メニュー	支援対象経費
① 海外展開支援	出展小間(ブース)料、会場費、展示装飾費、出展・販売物輸送費、リース料(展示会・ポップアップ用備品レンタル等)、渡航費(現地に赴く 1 名分)、通訳翻訳料、印刷製本費(パンフレット等)、広告費、手続き代行料等、その他会長が必要と認める経費。
② EC サイト強化支援	EC サイトの構築・改修のために、外部の専門業者への委託にかかる経費等(デザイン費、開発費、機能追加費、コンサル費等)、その他会長が必要と認める経費。